

第 54 期 令和 3 年度第 7 回

香川地方最低賃金審議会

会 議 次 第

令和 3 年 12 月 1 日 (水) 15 : 15 ~
香 川 労 働 局 第 1 会 議 室

1 開 会

2 議 題

- (1) 香川地方最低賃金審議会運営規程の改正について
- (2) 令和 3 年度最低賃金の改正状況について
- (3) その他

3 閉 会

第 54 期 令和 3 年度第 7 回

香川地方最低賃金審議会

資 料 目 次

- 資料No. 1 香川地方最低賃金審議会運営規程（案）
- 資料No. 2 香川県の最低賃金
- 資料No. 3 香川県の特定最低賃金の推移
- 資料No. 4 令和 3 年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況
- 資料No. 5 - 1 香川県最低賃金の改正決定について（答申）
- 資料No. 5 - 2 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）
- 資料No. 6 - 1 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）
- 資料No. 6 - 2 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 6 - 3 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 6 - 4 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 6 - 5 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申・報告書）
- 資料No. 7 特定最低賃金対象業種の状況
- 資料No. 8 全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました
- 資料No. 9 「香川県最低賃金」を 1 時間 8 4 8 円に改正
- 資料No. 1 0 10 月 1 日午前 8 時から J R 高松駅前リーフレット等の配布を行いました
- 資料No. 1 1 厚生労働省作成パンフレット「みんなチェック！最低賃金。」
- 資料No. 1 2 香川県の特定最低賃金の改正決定（発効）について

香川地方最低賃金審議会運営規程（案）

（目的）

第1条 香川地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（会議の招集）

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、香川労働局長、5人以上の委員又は労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1人以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

2 前項の規定により、香川労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。

3 会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、香川労働局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 会長は、審議会の議決により特定の議案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。

2 小委員会の委員は、審議会委員の中から、各側委員3人ずつ合計9人とする。

3 小委員会の会務を総理するため、委員長及び同代理を置く。委員長及び同代理は、公益委員をもってあてる。

（委員のテレビ会議システムによる出席及び欠席）

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を会長に通知しなければならない。

- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となる場合には、あらかじめ会長に通知しなければならない。

(会議の議事)

- 第5条 会長は、会議の議長となり議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
 - 3 審議会は、会長が必要と認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

- 第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。
- 2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(議事録及び議事要旨)

- 第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が確認するものとする。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。
 - 3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。
 - 4 前3項の規定は、小委員会等について準用する。

(意見の提出)

- 第8条 会長は、審議会において議決を行ったときは、答申書又は議決書を香川労働局長に提出するものとする。

(規程の改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

この規程は、令和3年12月1日から施行する。

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	848円	令和3年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	849円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和3年12月15日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く)	970円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	980円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	913円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和3年12月15日

○使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

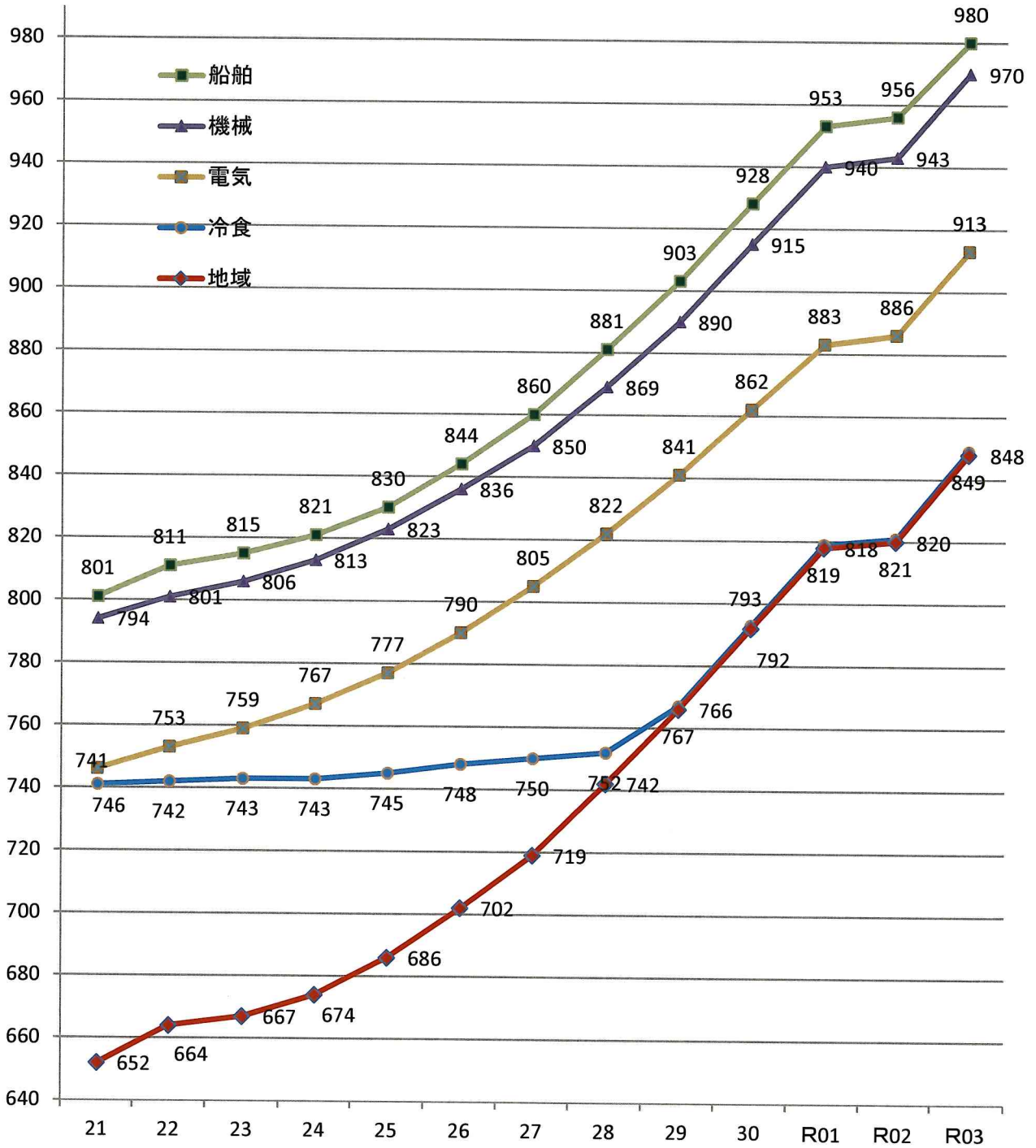
・観音寺 0875-25-2138

・丸亀 0877-22-6244

・東かがわ 0879-25-3137

・坂出 0877-46-3196

香川県の特定最低賃金の推移



年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	R01	R02	R03
船舶	801	811	815	821	830	844	860	881	903	928	953	956	980
機械	794	801	806	813	823	836	850	869	890	915	940	943	970
電気	746	753	759	767	777	790	805	822	841	862	883	886	913
冷食	741	742	743	743	745	748	750	752	767	793	819	821	849
地域	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848

令和3年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

資料No. 4

香川労働局

区 分	開 催 月 日 と 主 な 議 題			
<p>香川地方 最低賃金審議会</p> <p>3.4.21 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年6月30日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長、同代理の選出 ・香川県最賃の改正諮問 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 	<p>② 令和3年7月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中賃の目安伝達 ・賃金改定状況調査結果の訂正 ・参考人意見聴取 	<p>③ 令和3年7月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無の諮問 	<p>④ 令和3年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額848円 (+28円、3.41%アップ) ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃の改正諮問
<p>運営小委員会</p> <p>3.6.30 委員指名</p>	<p>① 令和3年7月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定(冷食、機械、船舶、電気)最賃改正の必要性の有無審議 			
<p>公益委員会</p>				
<p>実地視察</p>				
<p>香川県最低賃金</p> <p>3.7.15 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年7月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明 	<p>② 令和3年7月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年8月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活保護関連資料説明 ・最賃を引き上げやすい環境整備説明 ・金額審議 	<p>④ 令和3年8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議 ・反対3、賛成5で結審 本審へ報告 報告内容、時間額848円 (+28円、3.41%アップ) 令和3年10月1日効力発生
<p>冷凍調理食品製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間額849円 (+28円 3.41%アップ) 令和3.12.15 指定日発効 		
<p>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年10月11日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額970円 (+27円 2.86%アップ) 令和3.12.15 指定日発効 	
<p>船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年10月12日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額980円 (+24円 2.51%アップ) 令和3.12.15 指定日発効 	
<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金</p> <p>3.8.23 委員委嘱</p>	<p>① 令和3年9月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 	<p>② 令和3年10月4日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議 	<p>③ 令和3年10月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金額審議(公益案)全会一致 答申内容 時間額913円 (+27円 3.05%アップ) 令和3.12.15 法定発効 	



令和3年8月5日

香川労働局長
松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田潤子



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年6月30日付け香労発基0630第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和元年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額818円）は、令和元年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

さらに、当審議会として、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、政府において、中小企業・小規模事業所の事業存続と雇用の維持・確保、生産性の向上のため、業務改善助成金、雇用調整助成金等の施策のさらなる拡充と速やかな給付に努められるよう、また、取引条件の改善等が図られるよう、積極的に取り組むことを強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 848円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 818円
- (3) 発効日 令和元年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
令和元年度
- (3) 生活保護水準（令和元年度）
生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋冬季加算＋期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,578円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$818\text{円（香川県最低賃金）} \times 173.8\text{（1箇月平均法定労働時間数）} \\ \times 0.817\text{（可処分所得の総所得に対する比率）} = 116,152\text{円}$$



令和3年8月23日

香川労働局長

松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤 子



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和3年8月23日貴職から、8月5日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合及び香川連帯ユニオンからの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和3年8月5日付け答申どおり決定することが適当である。



令和3年8月5日

香川労働局長

松瀬貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田潤子



特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、令和3年7月27日付けをもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおり結論に達したので答申する。

記

「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。



令和3年10月11日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和3年12月15日）

令和3年10月11日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会

部会長 籠池 信宏

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。
なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

末沢 章伸

川西 英忠

柴田 潤子

中村 亨

近澤 亨

高塚 順子

山中 功

村上 康裕

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 970 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和3年12月15日）



令和3年10月12日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子



香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月5日付け香労発基 0805 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 849 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和3年12月15日）

令和3年10月12日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 高塚 順子

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

籠池 信宏

大島 幹敏

濱田 徹

春日川 路子

國方 利泰

増田 浩

高塚 順子

大尾 幸司

横山 正久

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 849 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和3年12月15日）



令和3年10月12日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会 長 柴田 潤子



香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

香川県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業，当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 980 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和3年12月15日）

令和3年10月12日

香川地方最低賃金審議会

会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭 介

立 石 猛

家 田 卓 宏

籠 池 信 宏

中 塚 隆 明

山 脇 文 隆

柴 田 潤 子

中 原 純 平

渡 部 健 司

香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、船用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 980円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（令和3年12月15日）



令和3年10月14日

香川労働局長
松瀬 貴裕 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和3年8月5日付け香労発基0805第1号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達
したので答申する。

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 913 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定発効（令和3年12月15日）

令和3年10月14日

香川地方最低賃金審議会
会長 柴田 潤子 殿

香川地方最低賃金審議会
香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年8月5日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介
春日川路子
柴田潤子

門 裕介
土田和樹
真鍋貴光

笠居佐都美
木下和洋
窪田伸一

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 913 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定発効（令和3年12月15日）

特定最低賃金対象業種の状況

資料No.7

1 適用事業場数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
冷食	24	52	47	47	48	49	50	50	60
機械	291	281	339	338	341	337	330	327	326
船舶	200	211	158	169	201	199	133	134	130
電気	115	122	145	145	129	130	131	130	135

2 基幹的労働者数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
冷食	901	1,691	1,523	1,438	1,600	1,886	1,987	1,989	2,017
機械	5,619	5,509	6,268	6,274	6,735	6,663	6,078	6,048	6,233
船舶	4,046	4,320	4,471	4,430	4,308	4,310	3,587	3,576	3,670
電気	2,751	3,119	4,203	5,144	5,421	4,278	5,061	5,060	5,144

3 申出者が代表する基幹的労働者数の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
冷食	521	502	496	593	651	607	616	581	618
機械	2,197	2,455	2,640	2,731	2,774	2,708	2,693	2,700	2,722
船舶	2,154	1,760	1,764	2,025	2,057	2,060	2,019	2,015	2,044
電気	2,100	2,009	1,938	1,971	1,835	1,827	1,919	1,938	2,005

4 影響率(()内は未満率)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
県最賃	1.7%	3.5%	2.8%	4.5%	6.6%	6.5%	8.1%	2.4%	8.3%
	(0.8%)	(0.5%)	(1.7%)	(1.2%)	(1.1%)	(1.6%)	(1.0%)	(1.3%)	(1.0%)

基幹的労働者

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
冷食	6.4%	6.6%	3.5%	6.0%	5.6%	6.7%	13.6%	10.6%	19.2%
	(5.9%)	(6.4%)	(3.0%)	(4.1%)	(2.7%)	(2.1%)	(5.2%)	(4.4%)	(3.7%)
機械	4.3%	4.0%	3.1%	4.7%	6.5%	3.5%	6.3%	8.0%	7.1%
	(3.9%)	(3.2%)	(2.6%)	(3.2%)	(3.9%)	(1.9%)	(3.2%)	(5.2%)	(4.1%)
船舶	2.8%	5.0%	4.9%	4.1%	7.5%	5.6%	5.2%	2.9%	2.7%
	(2.2%)	(2.5%)	(1.3%)	(3.9%)	(3.9%)	(2.7%)	(3.6%)	(2.9%)	(2.2%)
電気	2.9%	4.9%	8.0%	7.3%	9.4%	5.0%	15.6%	8.5%	7.8%
	(2.9%)	(2.5%)	(1.6%)	(4.8%)	(6.4%)	(2.7%)	(10.1%)	(5.1%)	(1.7%)

5 中位数(単位円)全労働者

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
冷食	857	888	877	978	897	946	963	970	938
機械	1,283	1,249	1,282	1,351	1,309	1,313	1,307	1,316	1,369
船舶	1,406	1,392	1,313	1,470	1,350	1,440	1,455	1,461	1,500
電気	1,181	1,190	1,196	1,275	1,243	1,220	1,255	1,190	1,260

* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額

6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
中賃目安 (Cランク)	10	14	16	22	24	25	26	—	28
目安 上積額	+2	+2	+1	+1	±0	+1	±0	+2	±0
県最賃	12	16	17	23	24	26	26	2	28
冷食	2	3	2	2	15	26	26	2	28
機械	10	13	14	19	21	25	25	3	27
船舶	9	14	16	21	22	25	25	3	24
電気	10	13	15	17	19	21	21	3	27

令和3年8月13日（金）

照会先

労働基準局賃金課

課長 大塚 弘満

主任中央 小城 英樹

賃金指導官

指導係長 片山 豪

（代表）03-5253-1111（内線5546）

（直通）03-3502-6758

報道関係者 各位

全ての都道府県で地域別最低賃金の答申がなされました

～答申での全国加重平均額は昨年度から28円引上げの930円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和3年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額及び発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7月16日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会でも調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、10月1日から10月上旬までの間に順次発効される予定です。

令和3年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント

47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ（引上げ額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県）

改定額の全国加重平均額は930円（昨年度902円）

全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額
最高額（1,041円）に対する最低額（820円）の比率は、78.8%（昨年度は78.2%。な
お、この比率は7年連続の改善）

 [（別紙）令和3年度地域別最低賃金額答申状況（PDF：129KB）](#) 

 [（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ（PDF：46KB）](#) 



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

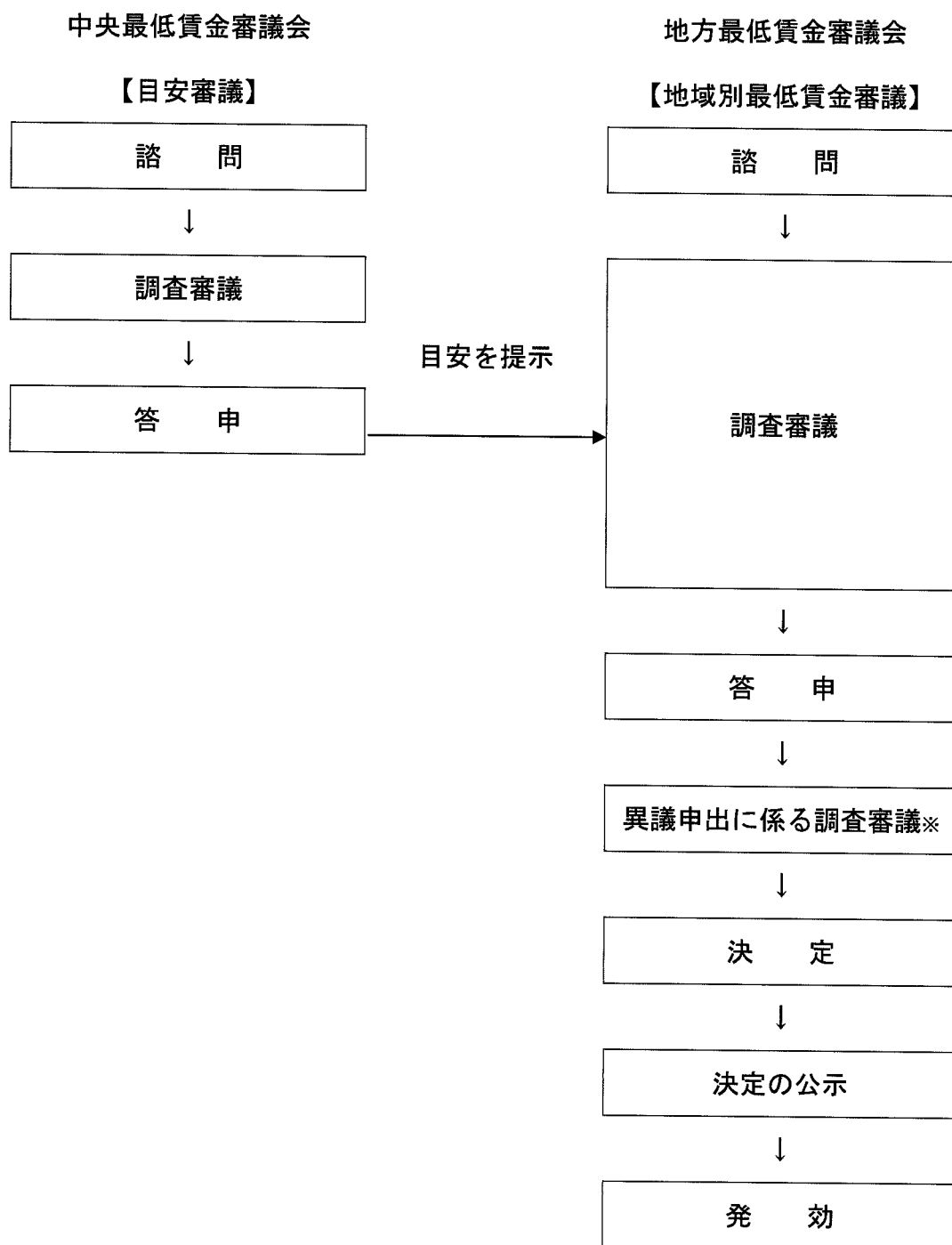
令和3年度 地域別最低賃金 答申状況

都道府県名	ランク	目安額	答申された改定額【円】(※1)	引上げ額【円】	目安差額	発効予定年月日(※2)
北海道	C	28	889 (861)	28		2021年 10月1日
青森	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月6日
岩手	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
宮城	C	28	853 (825)	28		2021年 10月1日
秋田	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月1日
山形	D	28	822 (793)	29	+1	2021年 10月2日
福島	D	28	828 (800)	28		2021年 10月1日
茨城	B	28	879 (851)	28		2021年 10月1日
栃木	B	28	882 (854)	28		2021年 10月1日
群馬	C	28	865 (837)	28		2021年 10月2日
埼玉	A	28	956 (928)	28		2021年 10月1日
千葉	A	28	953 (925)	28		2021年 10月1日
東京	A	28	1041 (1013)	28		2021年 10月1日
神奈川	A	28	1040 (1012)	28		2021年 10月1日
新潟	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
富山	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
石川	C	28	861 (833)	28		2021年 10月7日
福井	C	28	858 (830)	28		2021年 10月1日
山梨	B	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
長野	B	28	877 (849)	28		2021年 10月1日
岐阜	C	28	880 (852)	28		2021年 10月1日
静岡	B	28	913 (885)	28		2021年 10月2日
愛知	A	28	955 (927)	28		2021年 10月1日
三重	B	28	902 (874)	28		2021年 10月1日
滋賀	B	28	896 (868)	28		2021年 10月1日
京都	B	28	937 (909)	28		2021年 10月1日
大阪	A	28	992 (964)	28		2021年 10月1日
兵庫	B	28	928 (900)	28		2021年 10月1日
奈良	C	28	866 (838)	28		2021年 10月1日
和歌山	C	28	859 (831)	28		2021年 10月1日
鳥取	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
島根	D	28	824 (792)	32	+4	2021年 10月2日
岡山	C	28	862 (834)	28		2021年 10月2日
広島	B	28	899 (871)	28		2021年 10月1日
山口	C	28	857 (829)	28		2021年 10月1日
徳島	C	28	824 (796)	28		2021年 10月1日
香川	C	28	848 (820)	28		2021年 10月1日
愛媛	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
高知	D	28	820 (792)	28		2021年 10月2日
福岡	C	28	870 (842)	28		2021年 10月1日
佐賀	D	28	821 (792)	29	+1	2021年 10月6日
長崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
熊本	D	28	821 (793)	28		2021年 10月1日
大分	D	28	822 (792)	30	+2	2021年 10月6日
宮崎	D	28	821 (793)	28		2021年 10月6日
鹿児島	D	28	821 (793)	28		2021年 10月2日
沖縄	D	28	820 (792)	28		2021年 10月8日
全国加重平均			930 (902)	28		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 効力発生日は、答申公示後の異議の申出の状況等により変更となる可能性有

地域別最低賃金の改正手続の流れ



※ 関係労使からの異議申出があった場合に開催



Press Release

香川労働局発表
令和3年9月17日

報道関係者各位

担	香川労働局労働基準部賃金室
	賃金室長 谷口 美和
	室長補佐 塩田 洋司
当	【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926 https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/

「香川県最低賃金」を1時間848円に改正

— 令和3年10月1日より効力発生 —

香川労働局（局長 ^{まつせとかひろ}松瀬貴裕）は、令和3年8月23日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 ^{しばたじゅんこ}柴田潤子 氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「1時間848円」に改正決定し、令和3年9月1日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、10月1日（金）より効力が発生します。

別途記者発表を行いますが、香川労働局では、改正された最低賃金額の周知徹底を図るため、香川県最低賃金周知キャンペーンを行うこととしており、その一環として、令和3年10月1日（金）午前8時からJR高松駅前、労働局職員等によるリーフレット等の配布を計画しているところです。

<香川県最低賃金の改正答申の概要>

- 1 適用する地域：香川県全域
- 2 適用する使用者：香川県内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者：上記の使用者に雇用される労働者
- 4 最低賃金額：1時間848円（現行 1時間820円）
- 5 効力発生の日：令和3年10月1日

<経 過>

香川地方最低賃金審議会は、令和3年6月30日に香川労働局長から諮問を受けて、改正に係る審議を重ねてきました。

8月5日に開かれた同審議会において、香川県最低賃金を28円引き上げて1時間848円とすることが適当との答申が行われました。

この答申に対して、8月20日までに異議の申出がなされ、同審議会において、8月23日、異議の取扱いについての審議が行われ、審議の結果、8月5日付け答申どおり決定することが適当との結論に至り、同日、同審議会から香川労働局長へ最終答申がなされました。

これを受け、香川労働局長は、最終答申どおりの内容で令和3年9月1日付けの官報に公示しました。その結果、最低賃金法第14条第2項の規定により、官報の公示から30日後である令和3年10月1日より香川県最低賃金は1時間848円となります。

<参 考>

	時間額	効力発生日
答申内容	848円	令和3年10月1日
現行(A)	820円	令和2年10月1日
引上げ額(B)	28円	
引上げ率	3.41%	$= (B) \div (A) \times 100$

<添付資料>

別紙1 最低賃金制度の概要等

別紙2 香川県最低賃金の推移

別 添 リーフレット

最低賃金制度の概要等

1 最低賃金制度の概要

(1) 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者はその金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めてもそれは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

(2) 最低賃金の種類と適用

最低賃金には、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば冷凍調理食品製造業や造船業などの特定の産業で働く一定の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」とがある。

(3) 最低賃金の決定等

① 最低賃金は、最低賃金審議会において賃金の実態調査結果等各種統計資料などを参考にしながら審議が行われ、

②地域における労働者の生計費及び③賃金並びに④通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮して決定されることとなっており、②を考慮するに当たっては、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

② 最低賃金審議会については、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれている。

③ 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成されている。

④ 最低賃金の改正において、地方最低賃金審議会は、都道府県労働局長の諮問を受けて調査審議し、都道府県労働局長あて答申する。都道府県労働局長は、地方最低賃金審議会の答申を受けて最低賃金を改正決定する。

2 今回の改正決定について

今回の改正は現行の香川県最低賃金の時間額820円を28円引き上げるもので、これは、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額・引上げ率ともに最高である。

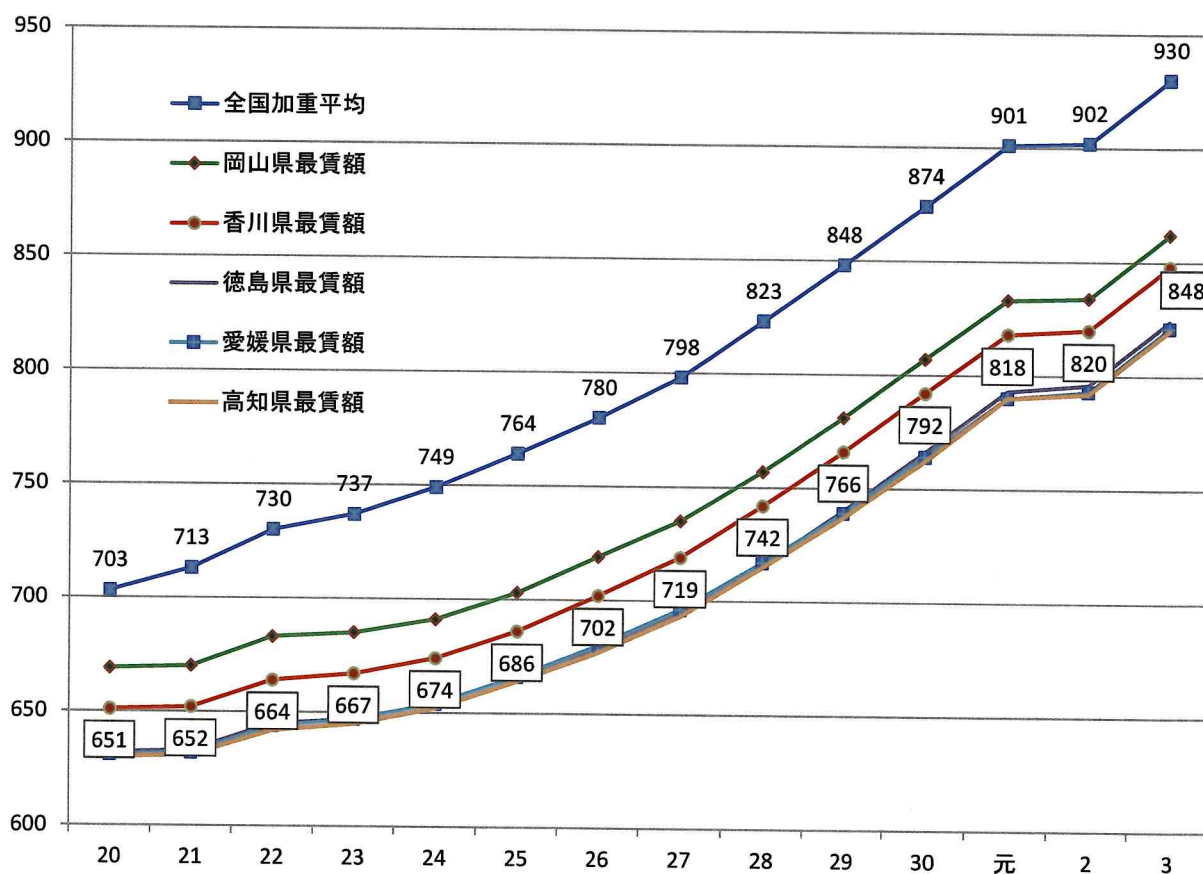
香川県最低賃金の推移

香川県最低賃金は令和3年10月1日に時間額848円となる。

四国では一番高いが、岡山県より14円低く、全国加重平均より82円低い。

平成7年度に香川県に適用される目安ランクが、DランクからCランクに見直され、平成29年3月に示された「総合指数」によれば、全国で21番目（Cランクの4/14番目）、最賃額は30番目（Cランクの13/14番目）となっている。

本年度の引上げ額28円は、最低賃金が時間額で決まるようになった平成14年度以降では、引上げ額・引上げ率ともに最高である。



年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3
最賃額(円)	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766	792	818	820	848
目安上積額	1	1	2	2	3	2	2	1	1	0	1	0	2	0
目安額(円)	10	0	10	1	4	10	14	16	22	24	25	26	0	28
引上額(円)	11	1	12	3	7	12	16	17	23	24	26	26	2	28
引上率(%)	1.72	0.15	1.84	0.45	1.05	1.78	2.33	2.42	3.20	3.23	3.39	3.28	0.24	3.41
発効日	10.19	10.1	10.16	10.5	10.5	10.24	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1	10.1
岡山県最賃額	669	670	683	685	691	703	719	735	757	781	807	833	834	862
徳島県最賃額	632	633	645	647	654	666	679	695	716	740	766	793	796	824
愛媛県最賃額	631	632	644	647	654	666	680	696	717	739	764	790	793	821
高知県最賃額	630	631	642	645	652	664	677	693	715	737	762	790	792	820
全国加重平均	703	713	730	737	749	764	780	798	823	848	874	901	902	930

※ 平成21年度と令和2年度は目安額が示されなかったため、目安額の欄には「0円」と表記している。

みんなチェック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

香川県 最低賃金


令和3年
10月1日から
[時間額]

848 円

28円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!

最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 



最低賃金に関するお問い合わせは香川労働局または最寄りの労働基準監督署へ
香川労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{時間給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

2 日給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{日給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1日の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

3 月給の場合

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{月給} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{1か月の平均所定労働時間} \\ \hline \text{時間} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{時間額} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array} \geq \begin{array}{|c|} \hline \text{最低賃金額(時間額)} \\ \hline \text{円} \\ \hline \end{array}$$

4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合

例えば、基本給が日給で
各手当（職務手当など）が
月給の場合

- ① 基本給（日給）→ 2 の計算で時間額を出す
- ② 各手当（月給）→ 3 の計算で時間額を出す
- ③ ①と②を合計した額 \geq 最低賃金額（時間額）

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。

① 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）② 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）③ 所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）④ 所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）⑤ 午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）⑥ 精算手当、通勤手当および家族手当

(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

中小企業事業者の皆さんへ

業務改善 助成金

賃金上げを支援する助成金を
積極的に利用しましょう。

業務改善
助成金の
動画も
あります。



「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。詳しくは、こちら [業務改善助成金](#) 検索

支給の要件

1



事業場内最低賃金の
引き上げ

2



引上げ後の
賃金額の支払い

3



生産性向上に資する
機器・設備などを導入

4



解雇、賃金下げ等の
不交付事由がない

設備投資等に要した
費用の一部を助成

助成金 支給までの 流れ

1



交付申請書・
事業実施計画などを、
最寄りの都道府県
労働局に提出



2



交付決定後、
提出した計画
に沿って事業
実施

3



労働局に
事業実施結果
を報告



4



支給

専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援センター](#) 検索

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の
引上げに取り組む者に対して、
設備資金や運転資金の融資を行っています。

詳しくは、こちら [働き方改革推進支援資金](#) 検索

リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

改正された香川県最低賃金額の周知のため、
10月1日（金）午前8時からJR高松駅前で
リーフレット等の配布を行いました。

香川労働局（局長 松瀬貴裕）は、令和3年8月23日に開催された香川地方最低賃金審議会（会長 柴田潤子氏）からの最終答申を受けて、香川県最低賃金を「1時間848円」に改正決定し、令和3年9月1日付けの官報に公示したことから、改正された最低賃金は10月1日から発効しました。

10月1日に発効した香川県最低賃金「1時間848円」を周知するため、発効初日に当たる10月1日（金）午前8時から、香川労働局幹部職員、有志の香川地方最低賃金審議会委員の計17名により、最低賃金額が記載されたリーフレットを折り込んだポケットティッシュの配布を行いました。



ポケットティッシュの配布を行う柴田会長



ポケットティッシュの配布を行う松瀬労働局長

用意した1,000個のポケットティッシュは、約30分で、すべて配布できました。

また、ポケットティッシュを受け取った方からは、「香川でも最低賃金が上がったんだ。」という声が聞こえました。



ポケットティッシュの配布を行った皆さんです。ご苦勞様でした。

派遣労働者の最低賃金は？

派遣元の事業場の所在地にかかわらず、派遣先の最低賃金が保障されます。

派遣先の事業場の別の都道府県にある例

派遣先 埼玉県 最低賃金 956円

派遣先 東京都 最低賃金 1,041円

派遣先 兵庫県 最低賃金 937円

派遣先 大阪府 最低賃金 964円

派遣先の兵庫県 最低賃金(964円)が適用されます。

最低賃金の確認の方法は？

確認したい賃金を時間単位にして、最低賃金額(時間額)と比較しよう。

最低賃金額との比較方法

1 時間給の場合

2 日給の場合

3 月給の場合

4 上記1,2,3が組み合わさっている場合

使用書のみならず、使用者は、最低賃金額などを作業場のみえやすい場所に掲示する必要があります。

※例1 ●給与で働く自分の場合(日給と月給の両方の場合)

※例2 ●給与で働く自分の場合(日給と月給の両方の場合)

地域別最低賃金一覧(47都道府県)

都道府県名	最低賃金(円/時)	引上げ(円)	最低賃金(円/時)	最低賃金(円/時)	最低賃金(円/時)
北海道	859 (861)	28	887 (889)	886 (888)	28
青森	822 (793)	29	851 (853)	937 (909)	28
岩手	821 (793)	28	849 (851)	992 (864)	28
宮城	853 (825)	28	881 (883)	928 (800)	28
秋田	822 (792)	30	852 (854)	866 (838)	28
山形	822 (793)	29	851 (853)	859 (831)	28
福島	828 (800)	28	856 (858)	821 (792)	29
茨城	879 (851)	28	907 (909)	824 (792)	32
栃木	882 (854)	28	910 (912)	862 (834)	28
群馬	865 (837)	28	893 (895)	899 (871)	28
埼玉	956 (928)	28	984 (986)	857 (829)	28
千葉	953 (925)	28	981 (983)	824 (796)	28
東京	1,041 (1,013)	28	1,069 (1,071)	848 (820)	28
神奈川	1,040 (1,012)	28	1,068 (1,070)	821 (793)	28
新潟	859 (831)	28	887 (889)	820 (792)	28
富山	877 (849)	28	905 (907)	870 (842)	28
石川	861 (833)	28	889 (891)	821 (792)	29
福井	858 (830)	28	886 (888)	821 (793)	28
山梨	866 (838)	28	894 (896)	821 (793)	28
長野	877 (849)	28	905 (907)	822 (792)	30
岐阜	880 (852)	28	908 (910)	821 (793)	28
静岡	913 (885)	28	941 (943)	821 (793)	28
愛知	955 (927)	28	983 (985)	820 (792)	28
三重	902 (874)	28	930 (932)	930 (902)	28
全国加重平均額					

雇用先にも、働く上でも、最低限のルール。使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

厚生労働省 労働基準局

みんなチエック！
最低賃金。

自分の最低賃金を、
ちゃんと知ることが大事だよ。



会社員、パート、アルバイトの方、学生さんもすべてのひとに適用されます。

働くすべての人と雇う人のためのルールです。



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、**賃金の最低額（最低賃金額）**を保障する制度です。

労働者やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。

最低賃金額以上を支払わないと...

雇用者が労働者に對して最低賃金額未満の賃金を支払った場合には、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと定め、また、仮に最低賃金額より低い賃金を支払ったとしても、それは最低賃金額未満とみなされ、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないと定められています。地域別最低賃金額以上の最低賃金を支払わない場合には、罰金（50万円以下）が定められています。

最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定最低賃金」があります。

地域別最低賃金

すべての労働者に適用
すべての労働者が遵守

内容
都道府県ごとに、最低賃金額が定められています。

適用される業
年棒や定社員、契約社員、パート、学生アルバイト、職転入などの雇用形態や性別にかかわらず、すべての労働者に適用されます。

特定最低賃金

特定地域内の特定産業について定められています。

例えば、

- 北海道：乳業、酪農、製菓業
- 愛知県：自動車部品製造業、小売業
- 山梨県：紙業

内容
最低賃金額が地域別最低賃金よりも高水準の低い最低賃金を定めることが認められています。適用される産業は雇用形態によって異なり、令和5年10月1日現在、全国で27の特定最低賃金が定められています。

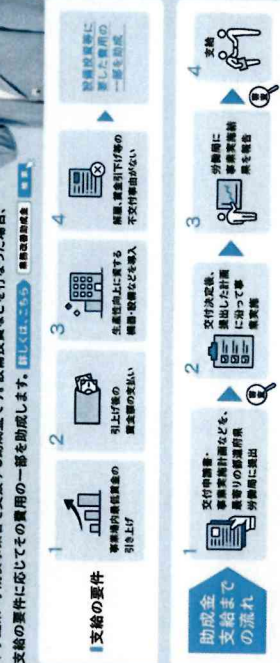
特定地域内の特定産業の業種別労働者に適用されます。
（18歳未満の16歳以上の入、入入れ後一定期間労働者で最低賃金未満の人、その期間中に特定の産業に就業して2年以上の人など、雇用に該当しない労働者の労働者除外が適用されています）

特定最低賃金の詳細は「特定最低賃金」をご覧ください。

業務改善助成金

最大600万円を助成
賃金引上げを支援する助成金を積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ、中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。



助成額の一覧

コース	20円コース	30円コース	45円コース	60円コース	90円コース
支給要件	20円以上	30円以上	45円以上	60円以上	90円以上
対象業種	1A, 2-3A, 4-6A, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100	2-3A, 4-6A, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100	2-3A, 4-6A, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100	2-3A, 4-6A, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100	2-3A, 4-6A, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78, 79, 80, 81, 82, 83, 84, 85, 86, 87, 88, 89, 90, 91, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 98, 99, 100

相談窓口 03-6388-6155

業務改善事例①

テールオーダーシステムの導入による注文業務の効率化と会計の見える化

オーダーの聞き間違い等を解消し、従業員の見え難い作業を効率化し、テールオーダーと会計の連携を実現しました。また、会計の見える化を実現し、経営者にとって重要な経営指標を把握できるようになりました。



業務改善事例②

スターンコミュニケーションズの導入による生産量の増と調理工程の簡素化

調理人の熟練度や人数によって大幅な調理の遅延が懸念されていた。また、焼く、揚げる等の調理工程を自動化したいと考えた。そこで、効率化を実現し、生産性を向上させることになった。



働き方改革推進支援資金

香川労働局発表
令和3年11月15日

担 香川労働局労働基準部賃金室
賃金室長 谷口 美和

当 【電話】087-811-8919 【夜間】087-811-8926
<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>

香川県の特定最低賃金の改正決定(発効)について

令和3年度香川県の特定最低賃金について、香川労働局長（局長 まつせ たかひろ 松瀬 貴裕）が下表のとおり改正決定し、令和3年11月15日までに順次官報に公示を行い、令和3年12月15日付けで発効することとなりましたので、公表します。

香川県の特定最低賃金	時間額	引上げ	効力発生日
冷凍調理食品製造業最低賃金	849円	28円 (3.41%)	令和3年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	970円	27円 (2.86%)	令和3年12月15日
船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金	980円	24円 (2.51%)	令和3年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	913円	27円 (3.05%)	令和3年12月15日

※全業種に適用のある香川県最低賃金は、時間額 848円(令和3年10月1日発効)です。

これら4業種(「冷凍調理食品製造業」、「はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業」、「船舶製造・修理業，船用機関製造業」、「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」)については、令和3年10月14日までに香川地方最低賃金審議会(会長 しばた じゅんこ 柴田 潤子 氏)より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき、従来の最低賃金額を引き上げることとしたものです。

香川労働局においては、今後、地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を通じ、改正後の最低賃金額を広く周知し、最低賃金の履行確保に万全を期すこととしています。

なお、香川県下における4業種の特定最低賃金適用労働者数は、約17,100人です。

香川県の特定最低賃金及び適用を受ける労働者数

特定最低賃金の適用を受ける基幹的労働者数は下表のとおりです。

香川県の特定最低賃金	適用を受ける基幹的労働者数
冷凍調理食品製造業最低賃金	約 2,020 名
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	約 6,230 名
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	約 3,670 名
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	約 5,140 名

なお、それぞれの業種について特定最低賃金の適用が除外される労働者の範囲が以下のとおり定められており、特定最低賃金の適用が除外される労働者には香川県最低賃金(時間額848円)が適用されることとなります。

○香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による原料の前処理の業務
 - ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

適用除外労働者

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はパリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)

みんなチェック！最低賃金

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	848円	令和3年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金	849円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和3年12月15日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 (*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業を除く)	970円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	980円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和3年12月15日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	913円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和3年12月15日

○使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・丸亀 0877-22-6244

・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138

・東かがわ 0879-25-3137